

# 参議院議員通常選挙

**投票日時** 7月10日(日)午前7時～午後8時  
**期日前投票** 6月23日(木)～7月9日(土)

選挙管理委員会 ☎922-2490 ☎927-7693

## 投票所入場整理券

6月23日(木)頃をめぐりに世帯全員分を同封し郵送します。

■投票日 7月10日(日)午前7時～午後8時

■投票所 市内49か所 指定の投票所以外では投票できません。

## ◆前回の衆議院総選挙から変更となる投票所

前回の投票所	変更後の投票所
草加南ミニコミセン	たかさご保育園

## ◆建物内で変更となる投票所

投票所名	変更後の投票所
草加小	体育館
八幡北小	多目的室
瀬崎小	体育館

## ■期日前投票

### ◆市役所本庁舎西棟1階

6月23日(木)～7月9日(土)  
午前8時30分～午後8時

### ◆勤労福祉会館・谷塚文化センター・草加市文化会館

7月3日(日)～9日(土)午前9時30分～午後7時

投票所は決められています。入場整理券を必ず確認してください



# 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

子育て支援課

☎922-1476 ☎922-3274

草加市独自に  
3万円を上乗せ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面するひとり親の子育て世帯を支援します。

支給額は、市独自の給付金として児童1人につき3万円を上乗せします。住民税非課税の子育て世帯（その他世帯）分の給付金は、決まり次第市ホームページ等でお知らせします。

■対象 次の①～③のいずれかに該当するひとり親世帯の人

- ①4月分（5月11日支給）の児童扶養手当受給者
- ②公的年金受給等により、4月分の児童扶養手当を受給していない人で、令和2年中の公的年金を含む収入が児童扶養手当受給者と同等の人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当受給者と同等の人

■支給額 児童1人につき8万円（国の政策5万円に3万円を上乗せ）

## ■支給日

＜①の対象者＞6月29日(水)に児童扶養手当の登録口座に支給

＜②③の対象者＞申請※が必要です

※児童扶養手当を受給しておらず、ひとり親家庭等医療費受給者証があり申請が可能と思われる人などへ申請書を郵送します。

申令和5年2月28日(火)（必着）までに、申請書及び簡易な収入額の申立書、その他必要書類を〒340-8550子育て支援課へ。

給付金に対する問い合わせ

厚生労働省  
コールセンター

☎0120-400-903  
(平日午前9時～午後6時)

## ■投票できる人

平成16年7月11日までに生まれ、市に3か月以上住所を有し、6月21日現在引き続き住民基本台帳に記録され、投票日まで選挙人名簿に登録されている人

	異動日	投票場所
転出した人	令和4年2月20日以前に転出	転出先の市町村
	令和4年2月21日～3月21日に転出	原則転出先の市町村※
	令和4年3月22日以降に転出	草加市
転入した人	令和4年2月21日～3月21日に草加市に転入	草加市
	令和4年3月22日以降草加市に転入	前住所に確認
異動した人	令和4年6月2日以前に市内で異動	新住所地
	令和4年6月3日以降に市内で異動	前住所地

※転出先市町村の名簿に登録されていない人は草加市で投票

■投票方法 投票所入場整理券を提出し、①埼玉県選出議員選挙（候補者名を記載）、②比例代表選出議員選挙（候補者名または政党名を記載）の順に投票。

■郵便投票 身体障害者手帳等所持者または要介護5で、郵便等投票証明書の交付を受けている人(受けていない人は要交付申請)対象。投票用紙の請求は7月6日(水)午後5時までに選挙管理委員会へ。

## ■特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症にり患している宿泊・自宅療養者等対象。希望者は、選挙管理委員会へ。

■代理・点字投票 病気やけがで字が書けない場合は係員が補助します。また、目の不自由な人は点字で投票できます。いずれも係員へ申し出てください。投票の秘密は守られます。

■不在者投票 選挙期間中、仕事先、旅行先などの滞在地や指定病院、指定老人ホーム等の施設で投票できます。事前に手続きが必要です。早めに選挙管理委員会へ。

■在外選挙人名簿登録者の国内投票 市の在外選挙人名簿に登録されている人が国内滞在中の場合は、6月23日(木)～7月10日(日)に在外選挙人証を持参することで投票できます（市役所のみ）。

■開票（即日） 7月10日(日)午後9時10分～。会場は記念体育館。

■投票・開票速報 市ホームページに掲載。

■選挙公報 6月30日(木)頃から戸別配布。市ホームページに掲載。

# 申請期間延長・求職活動要件緩和 生活困窮者自立支援金

対象者に申請書を送付

申請は  
郵送で

生活支援課生活困窮者自立支援金担当専用

☎924-2825 ☎928-6635

生活困窮者自立支援金の申請期間を8月31日(水)まで延長しました。また、ハローワークでの相談や企業応募等の求職活動要件を、当分の間、月1回に緩和しています。申請書を支給対象の可能性のある世帯へ郵送します。詳細は市ホームページでも確認できます。

## ■対象者

収入（均等割非課税）や資産が一定の基準以下で、ハローワーク等で誠実かつ熱心に求職活動し、以下に該当する人。

### ＜初回支給＞

- ・総合支援資金特例貸付再貸付終了者、同支援資金(初回)及び緊急小口資金貸付終了者など

### ＜再支給＞

- ・初回支給終了者

## ■支給額（世帯別、支給期間は最長3か月間）

単身：月6万円 2人：月8万円 3人以上：月10万円

申8月31日(水)（消印有効）までに必要書類に記入し、返信用封筒で提出してください（郵送申請のみ）。

■5月の放射線量等 ○大気中放射線量(単位：マイクロシーベルト/時) 最大値0.08/最小値0.06（市役所前）